

んだ技術等を活用する業務に従事しているかどうかを確認することが必要です。

確認した活用状況は取りまとめておき、爾後の申請で入国管理局から提出を求められた場合には、速やかに提出できるようにしておく必要があります。

なお、フォローアップに際し、所在を把握できない（元）研修生・技能実習生の割合が高い場合は、送出し機関に対処を求めたり、研修生の選抜をより厳格に行うなどしてください。また、改善が見込まれないような場合は、送出し機関を変更するなどの対応が求められます。

⑮ 体制の確保

第一次受入れ機関は、研修を適正に実施するために、本指針で示したような監理を十分に行い、また監査・報告を的確に行うことができるような体制と規模を組織として備えることが必要です。

例えば、新たに設立された機関、初めて研修生を受け入れる機関、組合員が多数の都道府県にわたって所在する機関などの場合には、研修の適正な監理に困難を来すことも考えられます。特に、新たに設立する機関は、一定期間の共同事業の実績もあり十分な事業体制を構築した上で研修生受入れ事業を開始するなど、研修の監理を実効あるものにする必要があります。

このような観点から、中小企業団体中央会では、新たに事業協同組合を設立して外国人研修生受入れ事業を行おうとする場合には、当該事業以外の、協同組合としての本来事業を少なくとも1年間以上実施し、事業体としての基盤を構築した上で、外国人研修生受入れ事業を行うように指導しています。

また、第一次受入れ機関の職員は、とりわけ、入国・在留の諸手続、研修制度の趣旨、監理すべき事項について理解を深めることが必要です。

さらに、研修生の受入れは、第一次受入れ機関の事業として行うものですから、定款、寄附行為等では外国人研修生の受入れを事業として行う旨を明確にしておくことも必要です。

(2) 第二次受入れ機関の役割

第二次受入れ機関は、研修生に対し実際に技術等を修得させる立場にあります。したがって、研修内容はもちろんのこと、研修生の生活管理等にも細かく気を配り、研修が円滑に行われるようにする責務を負います。

① 研修計画に従った研修の実施

第二次受入れ機関は、当然のことながら研修計画に従って研修を実施する必要があります。研修計画に従って研修を実施することにより、研修生は技術等を修得することができ、「人づくり」という制度本来の目的を達成することができます。

また、日々の研修実施状況は研修日誌に記録してください。研修日誌を作成することにより、研修計画の達成の度合いを確認したり、達成状況に応じて指導内容を変えるなどの対応を行うことができます。

② 非実務研修の重要性の認識と実施

非実務研修の必要性については上記(1)③で述べたとおりですが、第二次受入れ機関においても、研修計画に基づいて、基準省令上、必要な非実務研修を行わなければいけません。

第一次受入れ機関では、主に日本語教育、生活習慣等の指導を行いますが、第二次受入れ機関においても研修上・生活上必要な日本語の教育や生活指導を行うとともに、より実践的な技術等に係る知識や安全衛生教育等について指導してください。非実務研修は、研修期間全体の3分の1以上行うことが必要であり、第一次受入れ機関で非実務研修を行っている場合には、第二次受入れ機関はその時間を差し引くことができます。

③ 研修生に対する生活指導

研修生は技術等の修得を目的として入国していますが、研修を受ける基盤となる日常生活を円滑に送るために我が国の生活習慣に慣れ、また、我が国の生活ルールに従い、地域社会と共生することが大切です。

④ 生活指導員の在り方

研修生の生活指導を行う生活指導員は、最も研修生に近い立場で生活を把握しており、研修生が円滑に生活できるようその果たす役